

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成31年3月28日(2019.3.28)

【公開番号】特開2018-76109(P2018-76109A)

【公開日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2018-018

【出願番号】特願2016-220361(P2016-220361)

【国際特許分類】

B 6 5 D 83/08 (2006.01)

B 6 5 D 75/58 (2006.01)

B 6 5 D 77/04 (2006.01)

B 6 5 D 43/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 83/08 B

B 6 5 D 75/58

B 6 5 D 77/04 B

B 6 5 D 43/02 1 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月14日(2019.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

横方向と前後方向と、それらに交差する上下方向とを有し、容器本体と、前記容器本体の頂面壁に位置し、シート材をポップアップ式に取り出すことのできる分与開口を有する分与構造体と、前後端縁と、前記後端縁側において前記容器本体にヒンジ部を介して旋回可能に取り付けられ、前記分与開口を気密に閉じることのできる上蓋とを含む蓋機構を備えた前記シート材の分与容器であって、

前記容器本体は、前記分与構造体が配置される凹面部と、少なくとも一部において前記分与開口と連通する容器開口とを有し、

前記凹面部には前記容器開口を囲む環状の支持突起が位置し、

前記分与構造体は、前記凹面部に固定されるフランジと、前記フランジの内方ににおいて上方へ突出する中空の周壁とを有し、

前記分与構造体を前記凹面部に配置した状態において、前記支持突起が前記周壁内に位置していることを特徴とする分与容器。

【請求項2】

前記支持突起は、前記周壁内に挿入された状態において、前記周壁の内面に当接されている請求項1に記載の分与容器。

【請求項3】

前記支持突起は、前記周壁内に挿入された状態において、前記周壁の外側部分の内面に当接されている請求項2に記載の分与容器。

【請求項4】

前記分与構造体の前記周壁は頂面を有し、前記周壁内において前記頂面と前記支持突起との間に離間部が形成される請求項1-3のいずれかに記載の分与容器。

【請求項5】

前記周壁の前記頂面は平坦状である請求項4に記載の分与容器。

【請求項6】

前記上蓋は、内面部から下方へ延びる環状リブを有し、前記上蓋を閉じた状態において、前記環状リブの先端部が前記周壁に当接される請求項4に記載の分与容器。

【請求項7】

前記環状リブは、内側リブと前記内側リブを囲む外側リブとを有し、前記内側リブが前記外側リブよりも下方へ延出してあり、前記上蓋の閉じた状態において、前記外側リブが前記周壁の前記頂面に当接され、前記内側リブが前記周壁の内側に位置する請求項6に記載の分与容器。

【請求項8】

前記環状リブは、前記上蓋の前記前後端縁側の部分に比べて、それらの間に位置する両側部分の方が下方に延出している請求項6又は7に記載の分与容器。

【請求項9】

前記分与開口は、前記後端縁側に位置して前記横方向及び前記前後方向へ拡がる第1孔部と、前記横方向における前記第1孔部のほぼ中央部から連なって前記前端縁側へ延びる第2孔部とから形成され、前記第1孔部の前記横方向における寸法は前記第2孔部の前記横方向における寸法よりも大きい請求項1-8のいずれかに記載の分与容器。

【請求項10】

前記分与構造体は、前記周壁の内方に位置する内蓋部と、前記内蓋部の内方に位置する内側フラップとを有し、前記内側フラップは前記第2孔部の開口縁部に位置する高剛性域を除いて前記内蓋部よりも剛性が低く、前記高剛性域は前記内蓋部と同等の剛性を有する請求項9に記載の分与容器。

【請求項11】

前記分与構造体は、前記周壁の内方に位置する内蓋部を有し、前記内蓋部は上方へ隆起するようなドーム状を有する請求項1-9のいずれかに記載の分与容器。

【請求項12】

請求項1に記載の前記分与容器の前記容器本体内に収められる包装体。

【請求項13】

前記分与容器の前記容器本体内に収められ、支持面の内面に止着可能なシール部を備えた請求項12に記載の包装体。

【請求項14】

横方向と前後方向とを有し、それらに交差する上下方向とを有し、機構本体と、前記機構本体の頂面壁に位置し、シート材をポップアップ式に取り出すことのできる分与開口を有する分与構造体と、前後端縁と、前記後端縁側において容器本体にヒンジ部を介して旋回可能に取り付けられ、前記分与開口を気密に閉じることのできる上蓋とを含む蓋機構において、

前記機構本体は、前記分与構造体が配置される凹面部と、少なくとも一部において前記分与開口と連通する機構開口とを有し、

前記凹面部には前記機構開口を囲む環状の支持突起が位置し、

前記分与構造体は、前記凹面部に固定されるフランジと、前記フランジの内方において上方へ突出する中空の周壁とを有し、

前記分与構造体を前記凹面部に配置した状態において、前記支持突起が前記周壁内に位置していることを特徴とする蓋機構。

【請求項15】

請求項14に記載の前記蓋機構における、前記機構本体に止着可能なシール部を備えた包装体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0007】**

本願の第1発明は、横方向と前後方向と、それらに交差する上下方向とを有し、容器本体と、前記容器本体の頂面壁に位置し、シート材をポップアップ式に取り出すことのできる分与開口を有する分与構造体と、前後端縁と、前記後端縁側において前記容器本体にヒンジ部を介して旋回可能に取り付けられ、前記分与開口を気密に閉じることのできる上蓋とを含む蓋機構を備えた前記シート材の分与容器に関する。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0011****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0011】**

第1発明に係る分与容器の他の実施態様の一つにおいて、前記支持突起は、前記周壁内に挿入された状態において、前記周壁の外側部分の内面に当接されている。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0023****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0023】**

第1発明に係る分与容器のさらに他の実施態様の一つにおいて、前記分与開口は、前記後端縁側に位置して前記横方向及び前記前後方向へ拡がる第1孔部と、前記横方向における前記第1孔部のほぼ中央部から連なって前記前端縁側へ延びる第2孔部とから形成され、前記第1孔部の前記横方向における寸法は前記第2孔部の前記横方向における寸法よりも大きくなっている。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0036****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0036】**

図面は、本発明の特定の実施の形態を示し、発明の不可欠な構成ばかりでなく、選択的及び好ましい実施の形態を含む。

【図1】上蓋が閉じた状態における、本発明に係るシート材の分与容器の斜視図。

【図2】上蓋が開いた状態における、分与容器の斜視図。

【図3】分与容器の分解斜視図。

【図4】図1のI-V - I-V線に沿う断面図。

【図5】図1のV - V線に沿う断面図。

【図6】図4の一点鎖線V-Iで囲んだ領域の一部拡大図。

【図7】上蓋の斜視図。

【図8】容器本体の凹面部の斜視図。

【図9】分与構造体を上方から覗た平面図。

【図10】(a)分与構造体を下方から覗た平面図。(b)図10(a)において示す、X(b)線に沿う断面図。

【図11】(a)取り付け前における、係合爪と係合孔とによる取付部の拡大断面図。(b)取り付け後における、係合爪と係合孔とによる取付部の拡大断面図。

【図12】(1)包装体の実施例の一例における斜視図。(2)包装体の他の実施例における斜視図。

【図13】(a)包装体内のシート材の積層態様の一例における一部断面図。(b)包装

体内のシート材の積層態様の他の一例における一部断面図。

【図14】シート材が包装体開口、容器開口及び分与開口を通過して取り出される様子を示す図。

【図15】図3における一点鎖線XVで囲んだ領域の一部拡大図。

【図16】図2において一点鎖線XVI線で囲んだ領域の一部拡大図。

【図17】他の実施例における蓋機構の斜視図。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

図4-6を参照すると、上蓋30をヒンジ部5を介して凹面部23側へ旋回して閉蓋した状態において、上蓋30の内面に位置する外側リブ35が分与構造体50の周壁52の頂面52aに当接される。このように、互いに当接される外側リブ（環状リブ）35と周壁52とが一体となって、分与開口54を囲繞する上方シール部7が形成される。また、上蓋30の内周面が分与開口54と対向する天井部分を形成することから、上方シール部7と天井部分とによって分与開口54の上方には気密性のある空間S1が画成され、シート材9に含まれる液体が蒸発するのを効果的に防止することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

図12(a),(b)は、それぞれ、包装体90の実施例の一例を示すものである。図12(a)を参照すると、本実施例においては、包装体90は、拭浄用のウエットシートやウエットティッシュ等の複数のシート材9と、シート材9を包被する包装シート91と、包装シート91からシート材9を取り出すための包装体開口92と、包装体開口92を閉塞し、包装体90の上面に貼付した封印シール（図示せず）とを有している。包装体90は、不透液性のプラスチック製であって、内部のシート材に含浸された液体（水、アルコール、薬剤等）が蒸発するのを防止する。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0089

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0089】

また、容器本体20と底蓋70とを容易に分離することができるよう、支持凸部74及び/又はそれと接する容器本体20の周壁22の内面に滑剤を塗布したり、シボ加工を施す等して摩擦を低減する加工を施してもよい。かかる場合には、操作リブ75を引っ張ったときに底蓋70が容器本体20からより外れやすくなるとともに、製造工程において複数の容器本体20を積み重ねた状態において、個々に分離しやすくなる。なお、操作リブ75は、操作の便宜上、底蓋70の四隅にそれぞれ配置されているが、少なくとも隅部に配置されればよい。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0090

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0090】

本実施形態において、分与構造体50と容器本体20とは別体で形成されているが、二色成形によって一体的に形成することもできる。ただし、分与構造体50を別体に形成することによって、ばね部材36の他端36Bを支持面24との間に抑えることができるとともに、経時劣化によって一部が破断、変形してマウス構造、密閉構造が上手く機能することができなくなった場合でも、新しい分与構造体50に交換することによって、機能させることができる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0092

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0092】

本実施形態において、蓋機構2は、横方向Xと前後方向Zと、それらに交差する上下方向Yとを有し、包装体90の上面にシール部93を介して直接に取り付けられた機構本体3を含む。機構本体3は、その頂面壁121の凹面部23に配置され、シート材9をポップアップ式に取り出すことのできる分与開口54を有する分与構造体50と、前後端縁30a, 30bと、後端縁30b側において機構本体3にヒンジ部5を介して旋回可能に取り付けられ、分与開口54を気密に閉じることのできる上蓋30とを含む。